

京都市訓令甲第16号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

比叡平西側行政代執行実施本部規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)